

久保委員長

ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。
 本日は、議会手続のオンライン化について、御協議いただくため、お集りいただきました。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力をお願いいたします。

1. 議会手続のオンライン化について

(1) 規程案について

久保委員長

1 ページの資料 1 を御覧ください。
 まず、1、議会手続オンライン化についての（1）規程案について、事務局から説明をさせます。

飯田議事課長

それでは、規程の制定について御説明させていただきます。
 前回の小委員会で、議会手続のうち、オンライン化がすぐ可能となる手続の項目につきましては、事務局の案を御了承いただきましたので、本日は、整備する必要のある規程案をお示しすることとしておりました。
 1 ページの資料 1 を御覧ください。
 これまでも繰り返しお伝えしてまいりましたが、地方自治法の改正等を踏まえまして、全国都道府県議会議長会において、オンライン化への対応の参考となる標準会議規則等が改正されたことを受け、本県議会においても会議規則、委員会条例を改正いたしました。また、新たに情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例も制定したところであります。
 このことによりまして、これまでの文書等での手続に加えまして、オンラインでも手続ができることとなりましたが、具体的な方法につきましては、議長が別に定めとされていることから、今回その規程を定めようとするものです。この規程の制定に当たりましては、全国都道府県議会議長会が示す規程例を参考に作成しましたので、全国統一のものとなっております。具体的には、オンライン化の方法や本人確認の方法などを定めていくものです。より詳細な運用の手順などは、改めてマニュアル等を整備して、取扱い方法を明確にしていく予定でございます。
 制定する規程は、3 件でございます。まず 1 つ目です。高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程案についてであります。（1）規程の主な内容ですが、代表的なものだけ簡単に御説明いたします。第 3 条では、議会等への通知に使用する電子情報処理組織、それは議会等と相手方の電子計算機、パソコン等がネットワークで接続されているものであって、第 4 条では、議会等への通知を行う場合の方法として、電子計算機、パソコン等から文書等に記載すべき事項を入力して、また、電子署名等で本人確認を行うことを規定するものです。つまり、インターネット等でつないで、オンラインで通知を行い、必要に応じて、電子署名で本人確認を行うという内容を定めようとするものでございます。第 5 条、第 6 条では、逆に議会等から行う通知について、同様に定めるものとなっております。少し飛ばしまして、2 ページ目の第 10 条ですけれども、オンラインにおける通知での氏名または名称を明らかにする措置は、電子署名等によることを定めるものでございます。
 次に、2 つ目ですけれども、高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関

関する規程案についてでございます。（１）規程の主な内容ですけれども、委員会の記録を電磁的記録によって作成する方法と、記録への委員長の署名等は電子書面によることを定める内容となっております。

次に３ページですが、３つ目の情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程案でございます。（１）規程の対象となっております条例は、政務活動費の交付に関する条例、議員の資産等の公開に関する条例、議会の保有する個人情報の保護に関する条例でございます。（２）規程の主な内容ですが、基本的には、会議規則に関する規程と同様の内容となっておりますが、第７条では、情報通信技術による手数料の納付方法としまして、電子納付を含みますが、申請時に選択した納付方法によることとしております。４ページですけれども、（４）では、オンライン化を可能とした手続の例を参考としてお示ししております。

以上、３つの規程案は、法令等の用法に従った用語を使用しておりますので、少し分かりにくいところもございますが、全国統一のこの規程を制定した後は、より詳細な運用の手順などを定めたマニュアルを作成して、取扱い方法を明確にして、議員の皆様にも周知させていただく予定としております。

規程の施行日ですが、令和７年度から実施していくために、令和７年４月１日としたいと考えております。この規程案を小委員会で御決定いただきましたら、議会運営委員会に報告をし、承認をいただくこととなります。その後、議長において決裁をいただいて、施行となってまいります。５ページ以降には、参考としまして、それぞれの規程案の全文をお示ししております。

説明は以上でございます。

久保委員長

この規程案につきましては、全国都道府県議長会のおりというふうなことでございます。そして最終的には議運にかけて、そこでオーケーとなれば、議長の決裁ということでその後施行となるというふうなことでございます。

御質問は、何かないでしょうか。

（ なし ）

久保委員長

それでは、ただいま説明がありました規程を整備して、議会手続オンライン化の具体的な取扱い方法や手順などを明確化していくということで御了承願います。

そして、これらの規程案につきましては、次回の小委員会で最終的な御決定をいただきたいというふうに思います。先ほど申しましたように、この小委員会次回決定をいただきましたら、議会運営委員会に報告し、承認をいただくことになりまして、その後、議長決裁を経て施行となります。

（２）押印の見直し案について

久保委員長

次に、１４ページの資料２を御覧ください。（２）押印の見直し案について、事務局に説明をさせます。

福島総務課長

前回の委員会の際に、押印の見直しについて御決定いただきましたことについて改めて御説明をさせていただきます。

まず、今後の方針といたしまして、2に記載のとおり、議会のデジタル化の推進のため、議会手続のオンライン化に合わせて、押印の見直しを行うこととし、3、その対応の基本的な考え方としましては、オンライン化の可否にかかわらず、利便性の向上や業務の効率化等の観点から、押印を求める趣旨や押印の代替手段等を検証の上、原則、押印義務を廃止する。押印の継続が必要な手続のうち、オンライン化ができるものについては、電子署名等の代替手段を利用するとした一方で、②の下の参考として、押印を継続する手続例に記載のとおり、委員の選任や辞職など権限等を付与する手続や国の法令等により意義を求められている手続につきましては、押印を継続するというので、この考え方に基きまして、4に記載のとおり、①オンライン化の可否にかかわらず、事務局で全ての手続について、押印の有無について確認を行いました。そのうち、本日の委員会では、15ページからの一連の資料として前回オンライン化の可否について御決定いただきました内容に、中央部分の太線囲みしている署名・押印の欄を新たに設け、先ほど申しました基本的な考え方に基づいて、押印についての現状、見直し案、対応案として整理をさせていただきました。これらの見直しを含め、議会に係る手続全般の見直しについては、前回の委員会で御決定いただきましたとおり、今後の議会運営委員会に案をお諮りいたしまして、御決定をいただきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

久保委員長

ただいまの説明について質問等はございませんか。

(な し)

久保委員長

それでは、この件につきましては、先ほどの事務局説明も踏まえ、今後の議会運営委員会に議会に係る手続全般の押印見直し案をお諮りするというので、御了承願います。

(了 承)

2. 最終報告案について

久保委員長

次に、27ページの資料3を御覧ください。
2、最終報告案について、事務局に説明をさせます。

飯田議事課長

それでは、議会デジタル化検討小委員会の最終報告について、御説明させていただきます。

令和5年度、6年度と2年間にわたり、議会デジタル化検討小委員会において、議会のデジタル化を進めるための調査検討を行っていただきました。これまで小委員会で調査検討した結果を議会運営委員会に御報告いただくための報告書案でございます。27ページの資料3を御覧ください。

1、はじめにとしまして、これまでの経緯を記載しております。議会のデジタル化については、令和4年度に定めた議会デジタル化基本方針に掲げる取組を着実に進めていくため、議会デジタル化検討小委員会が令和5年6月に設置された。令和5年

度は、ペーパーレス化に向けた環境整備、令和6年度は、手続のオンライン化を推進するための規程などについて調査検討を行った。

次に、2、取組として、内容を記載しております。まず、（1）ペーパーレス会議の本格実施としまして、本会議や委員会などの会議でペーパーレス会議を本格実施させました。

（2）オンライン委員会の開催といたしまして、オンライン委員会出席マニュアルの策定、実施環境の整備、そしてオンライン委員会を試行し、出席マニュアルの確認や運用環境を検証いたしました。

（3）議会手続のオンライン化への対応といたしましては、まず、会議規則、委員会条例の改正、いわゆる議会デジタル手続条例の制定を行いました。そして、議会手続オンライン化検討の対象項目を選定し、オンライン化する項目について検討いたしました。次に、現在検討いただいております、オンライン化手続で必要となる規程の整備についても記載しております。

次のページですが、議会手続の押印の見直しにつきましては、議会のデジタル化推進のため、議会手続のオンライン化に合わせて、押印の見直しを行う方針を確認したことを記載しております。

（4）環境や運用面での振り返りといたしましては、その都度課題に対応してきたことを記載しております。こういった取組によりまして、議会のデジタル化を進めるに当たっての環境が一定整備できたと考えております。

3、最後にとしまして、これまでのまとめを記載しております。令和5年度においては、タブレット端末やWi-Fi環境等の整備、またペーパーレス会議のシステム導入及び会議の試行開始など、議会デジタル化に向けてスモールスタートを切ることができた。議会のデジタル化、オンライン化に向けては、令和6年2月議会で必要な条例や規則の改正等を行った。

令和6年度は、6月にオンライン委員会の出席マニュアルを整備の上、ウェブカメラなど実施環境を整備し、11月には、オンライン委員会の試行を実施した。環境や運用面では、随時振り返りを行い、課題への対応を行った。また、議会手続のオンライン化については、令和7年4月1日からの実施に向けて、規程類の制定など制度面での整備等に取り組んだ。今後、オンライン手続運用のための手順書、マニュアルを整備した上で、手続受付のための電子申請やメールアドレスなど環境を整備し、令和7年度からは実施可能な手続から順次オンライン化に対応していく。

最後に、本小委員会では、2年間の活動により、議会のデジタル化に一定の道筋をつけることができた。しかし、情報技術の分野は日進月歩であり、今後も課題の解決や新たな技術の導入について検討する必要があるものと思われ、その際には、議会運営委員会において、適切に検討を行っていくことが求められるとしております。最後には参考として、開催状況と委員名簿を記載しております。委員の皆様の御意見をお伺いしながら、最終報告案を整えていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

久保委員長

ありがとうございます。この最終報告につきましては一旦会派に持ち帰っていただき、次回の小委員会で決定することを考えておりますが、この場で御質問、御意見があれば、お願いをいたします。

R7.1.28 議会デジタル化検討小委員会

西森(雅)委員	次回は、いつになるんですかね。
飯田議事課長	2月定例会の招集告示後の議運の日に合わせて開催したいと考えておりますので、2月14日の予定を考えております。
久保委員長	それでは最終報告案については、各会派に持ち帰って御検討いただき、次回の小委員会で御意見等いただいて、反映の上、御決定をいただきたいと思います。 この最終報告をこれまでの調査検討の結果として、議会運営委員会に小委員会の委員長報告という形で報告をさせていただくことになります。 (了 承)

3. その他

久保委員長	最後に、3、その他ですが、何かございませんでしょうか。
西森(雅)委員	先ほど規程案であるとか押印の見直し案のお話がありまして、議運での最終報告ということで、議運で了承が得られた場合に、それぞれの今、御説明をいただいた内容を各会派においては、ここに出席している私たち委員がそれぞれの会派の議員に説明をするということになるのでしょうか。
飯田議事課長	これまでも規程案等をこの小委員会で協議する際に、会派でも御検討いただいたと思いますので、一定、議員の皆様は御存じのことだとは思いますが、最後、議長において決裁された際には、皆様に最終の正式の規程案等もお示しして、これから作成するマニュアル等も併せて、改めて周知させていただきたいと考えております。
西森(雅)委員	分かりました。そうすると最終的に決定をした段階でそのものを踏まえて、それぞれの会派で確認をし、分からないところ等がある場合はまた事務局からもフォローもしていただけるというその考えでよろしいでしょうか。
飯田議事課長	規程を整備した後、運用に入っていく場合には、事務局も支援をさせていただきますので、そういった体制でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。
西森(雅)委員	ありがとうございます。
久保委員長	それでは、協議事項は以上であります。 次回の小委員会につきましては、2月議会招集告示後の議会運営委員会終了後に開催をすることと存じますが、いかがでしょうか。 (異議なし)
久保委員長	それでは、さよう決します。 以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。